

## 「平成 27 年度予算要求内容の公開」に対する市民意見の内容及び市の考え方

「平成 27 年度予算要求内容の公開」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見については、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、一部要約又は分割して掲載しておりますのでご了承ください。

- 
- 1 募集期間 平成 26 年 11 月 21 日（金）から平成 26 年 12 月 22 日（月）
  - 2 意見数 241 件
  - 3 性別 男性 78 件、女性 156 件、不明 7 件
  - 4 提出方法 ファックス 225 件、電子メール 16 件
  - 5 意見の内訳
    - (1) 臨時・政策経費（46 件）
    - (2) 新規・拡充事業（167 件）
    - (3) その他（28 件）

名古屋市財政局財政部財政課

# 1 臨時・政策経費

「平成 27 年度予算編成過程の公開」の番号・事項名

意見数

寄せられたご意見

## (健康福祉局 4) 民間障害者グループホームの整備補助 2 件

- ・グループホームは市独自事業として、各区に複数ヶ所運営してほしい。市が責任をもって運営を行なってほしい。他にも各福祉施設への AED 設置のため、現物支給をお願いしたい。
- ・親亡き後の障害者が生活する施設が必要。グループホームは勿論だが、入所施設の基盤整備を進めてほしい。

(市の考え方)

本市では、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るため、国庫補助制度、民間助成制度を活用した整備や賃貸住宅の一層の活用を図るなど、多くの方にご利用いただけるよう努めているところです。

併せて、グループホームの設置時に必要となる敷金・礼金、初度調弁費及び緊急通報設備費に対する補助を始め、運営費補助等を実施しており、民間活力の活用の観点から、法人の運営に対する補助を引き続き実施してまいります。

各福祉施設への AED (自動体外式除細動器) の現物支給は実施していませんので、各施設の判断で対応をお願いします。

また、入所施設につきましては、できるだけ地域において障害者の自立した社会生活を支援するという考え方にに基づき、新たな整備は想定していません。グループホーム等の充実により障害者のニーズに応えていきたいと考えております。

ご意見に対する市の考え方

## (健康福祉局 5) 民間障害者グループホーム等の消防設備整備補助 1 件

命にかかわることとして、スプリンクラー設備は必須だと思う。予算額を増額してほしい。

(市の考え方)

平成 25 年の消防法施行令等の一部改正により、障害者グループホーム等における消防設備の設置基準が見直され、スプリンクラー設備の設置等の対象範囲が拡大されたため、本市では、利用者の安全確保を図る観点から、既存事業者に対して、スプリンクラー設備等の消防設備の整備に係る補助を実施する予定です。

スプリンクラー設備については、補助単価は国庫補助制度に基づいていますが、市内の障害者グループホームの実態調査の結果を踏まえ、十分な箇所数分の予算を確保しております。

## （健康福祉局 7）生活困窮者の自立支援 1 件

名古屋市には多くの生活困窮者がおり、うち知的障害、精神障害の方が多くを占めている。障害の為、生活保護をうけないといけない状態にあるにもかかわらず誰にも相談や支援を受けられない方も多い。相談支援事業所の設置と共に、生活困窮者に対して、適確な支援をお願いしたい。

（市の考え方）

生活困窮者自立支援制度は、関係支援機関が幅広く連携して、支援が必要な方を早期に発見し相談に繋ぐとともに、ひとり一人の状況や意思を尊重しながら、個別的で包括的な支援を継続的に行うことが重要と考えています。

平成 27 年度、生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、自立相談支援機関の増設を図り、生活困窮者の方の利用環境を整えるとともに、モデル事業を通して培いつつある支援のノウハウや関係機関のネットワークをより充実させ、支援が必要な方が制度やサービスの隙間に陥ることがないよう努めてまいります。

## （健康福祉局 12）福祉コンシェルジュの配置 2 件

- ・制度の中身については大変難しいものもあり、当事者の方が困惑しており、使える制度が使えていないケースがあるかと思う。十分に経験のある資格を持った職員がいると安心だと思ひ、合理的配慮の1つとして、ぜひお願いしたい。
- ・福祉コンシェルジュは何をするのか。嘱託職員で担える仕事なのか。天下り先なのか。障害者の福祉案内で言えば、相談支援事業が重要である。質も量も確保するためには国の報酬だけでは圧倒的にたらず、名古屋市が補助をつけているが、それも不十分な仕組み。質の確保をするために件数の上限設定や、専門性を高く持った職員を雇えるだけの補助金額が必要である。

（市の考え方）

福祉コンシェルジュは介護や障害などの複数の生活上の課題を抱え、区役所に来庁された市民に対し、相談内容をしっかり聞き取り、適切な福祉制度や対応窓口案内のほか、福祉課窓口における各種申請書の記載案内や関係機関との連絡調整などを行います。

平成 27 年度はモデル的に4区の福祉課へ配置し、その効果や課題について検証を行い、区役所窓口における市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

相談支援事業につきましては、本来国報酬だけで事業所の安定的な運営が可能な水準であるべきものと考えており、本市では、事業所が必要な職員配置や安定した運営ができる報酬体系とするよう、引き続き国に対して働きかけを行ってまいります。

なお、相談支援事業所への補助金につきましては、平成26年度に、事業所間の負担の偏りの改善、計画相談を担っていただく事業所の数を増やすため、制度を変更したところで、その実施状況の検証作業は必要と考えております。

(子ども青少年局 1) 子ども・若者・子育て家庭にやさしいまちなごやPR  
活動 1 件

2100万円の予算をつけるだけの必要性が不明である。予算が厳しいという中で、広報活動に新しく予算をつけるのであれば、それに見合った中身づくりも同時に進めるべきであり、現場への予算を手厚くすべきである。よって予算をつける必要性がない。もしくは、予算の半分以上を別の予算（子ども園への助成予算など）として提出するべきである。

(市の考え方)

名古屋市総合計画 2018 では戦略1として「子育て世代に選ばれるまち」を掲げており、名古屋市の子ども・若者・子育て支援の取組みについて市民の方に広く周知する必要がある、なごや子ども条例に基づく子どもに関する総合計画の計画期間が終了することにより新たな計画を策定したタイミングでキャンペーンを行うことが効果的であると考えています。

(子ども青少年局 3) 児童虐待再発防止のための保護者支援モデル事業 1 件

児童虐待再発防止の支援プログラムは重要である。それと同様、障害児の相談支援も、保護者の虐待を減らすために有用に働く。適切な相談支援が早期に出来る様、障害児への相談支援事業に対して、センター的施設は公立同様に人が一人配置できるようにすべきである。

(市の考え方)

障害児相談支援につきましては、障害児通所支援の利用を希望する児童が、その心身の状況や家庭環境等に応じた適切なサービス利用が可能となるように、児童発達支援センターを中心とした相談支援体制の整備に努めているところです。

## （子ども青少年局 7）保育所等入所待機児童対策 2 件

- ・待機児童対策にもっと力を入れてほしい。保育所に入所したくて訴える父母の声は切実である。ただ入所できればいいのではなく、子どもたちが毎日過ごす保育所の環境（施設も人も）をもっと整えてほしい。未来ある子どもたちのため、丁寧な対策を考えてほしい。
- ・待機児童をなくすためにつくるのは家庭保育室などではなく、0歳～5歳までずっと入ることのできる保育園を市が責任を持ってつくってほしい。

### （市の考え方）

本市では、平成 22 年度以降、待機児童の早期解消に向けて積極的に対策を進めてきた結果、平成 26 年 4 月において、国定義上の待機児童数は 0 人となりました。

しかしながら、保育所等への入所を希望しながら入所できなかった児童が 756 人いたうえ、今後も入所を希望する方の増加が見込まれることから、今後とも積極的に対策を行っていきたいと考えております。

なお、待機児童のほとんどが 3 歳未満児であったことから、3 歳未満児の入所枠を確保することを中心に対策を実施してまいりましたが、3 歳以上児の受入枠不足も見込まれることから、3 歳以上児の入所枠につきましても一定数の拡大を図っていきたいと考えております。

## （子ども青少年局 8）保育案内人の配置 1 件

嘱託職員や派遣業務委託とあるが、なにより質だと思う。できれば正規の職員（よく理解している方）に任してほしい。

### （市の考え方）

保育所に入所を希望する保護者などに対して、一時保育などの多様な保育サービスや幼稚園などの情報を幅広く提供し、個々のニーズに即したきめ細やかな対応を専門的に行う「保育案内人」を配置することにより、保育サービスの量的な拡充のみでなく、市民一人一人に向き合った、きめ細やかな対応を図ってまいりたいと考えており、平成27年度においては、更に支所への配置として6人の増員を予定しております。

保育案内人は現在、各区に配置されており、区内の教育、保育施設について日頃より情報収集に努めるとともに、定期的に会議を開催して相互の情報交換を密にしているところですが、今後もより質の高いご案内ができるよう努めてまいります。

## (子ども青少年局 13) 公立保育所の社会福祉法人への移管準備 8 件

- ・公立保育園の廃止民営化はストップし、保育士は子どもたちの大切な命を守る役割を果たしていく為にも有資格者の人材を確保していくこと、適正な賃金を払っていけるように補助金の大幅な改善をお願いしたい。子どもたちの大切な命を預かっている保育士の労働条件や賃金があまりにも少なすぎる。これでは有能な保育士を育てていく前に辞めていく保育士が多いのも当然。保育者の質を高めていく為にも保育者一人ひとりが安心して働ける労働条件にしていくべき。
- ・公立保育園の民間移管へお金を使うのではなく、子どもたちのために保育園を増やす資金などのお金を使って、今までの補助金を減らさず守ってほしい。
- ・保育園に入れたくても入れない人が大勢いると聞いているので保育園を増やしてほしい。自治体の責任で誰もが安心して預けられる公立保育園を作り、そこで働く者もいい保育が出来るようにしてほしい。
- ・公立保育園の民間移管を反対する。
- ・民間移管をすすめるための予算が多くまれているが、待機児童も多く、保育園も足りないのに公的な補償の公立保育園をなくしてまた、民間移管するためにお金をたくさん使うなんてとても矛盾があると思う。納得できない。もっと保育内容が守られるよう、保育園の補助金を減らさず、今までの名古屋の保育を守ってほしい。
- ・民間移管にお金を使うのではなく、認可保育園を新設することや名古屋の保育をよくすることにお金を使ってほしい。子どもたちのことを考え安心して過ごせる保育園を守り増やしてほしい。
- ・民間移管にお金を使うより、市が責任を持って、名古屋の保育を守るためにお金を使ってほしい。「子育てするなら名古屋」なら、きちんと名古屋市が保育に責任を持つべきだと思う。
- ・保育園に入れない子どもが、多数いるにもかかわらず民間移管をすすめているところが納得できない。その分のお金を認可保育園の新設にまわしてほしい。公立保育園が少なくなっていくことで、セーフティーネットの役割をする保育園が少なくなる。公立(公的な役割を他機関とともにすすめていける)保育園をなくさず逆に増やしてほしい。

### (市の考え方)

本市では、公民の役割分担や民間活力の活用の観点から、平成 21 年9月に策定した「名古屋市公立保育所整備計画」に基づき、公立保育所を概ね1～2中学校区に1か所、計 78 か所まで集約化し、「エリア支援保育所」として機能強化を図る一方、一部の保育所については、社会福祉法人への移管等を進めているところです。なお、社会福祉法人に移管することで、保育所の整備・運営に国の補助を活用することができます。

社会福祉法人への移管につきましては、今後とも丁寧な説明に努め、保護者の方の理解が得られるよう、進めてまいります。

なお、今後も保育所等への入所を希望する方の増加が見込まれますことから、民間保育所の新設等を進めるとともに、保育所の運営に対する必要な補助を実施してまいりたいと考えております。

### (子ども青少年局 15) 24 時間緊急一時保育モデル事業 2 件

- ・保護者の就労形態もさまざま複雑になるなか、緊急24時間に対する要求も高まっている。その現場を支える保育士、そしてその体制づくりも責任が重い。安心して預けられ、また保育できるよう、予算の増額を訴えたい。
- ・24 時間保育の現状はとても厳しいものがある。予算をもっと増やしてほしい。定員や施設を増やしてほしい。

#### (市の考え方)

24 時間緊急一時保育モデル事業につきましては、突発的な保護者の病気や事故等により一時的に保育ができない場合に対応することができる事業であり、本市としてもその重要性は認識しているところです。来年度につきましては、実施施設へのヒアリングを行ったうえで防犯対策に関する補助金の増額を予定しているところでございます。

今後の拡充につきましては、事業の利用状況等を鑑みながら検討してまいります。

### (子ども青少年局 16) 子ども・子育て支援新制度への対応 3 件

- ・嘱託職員や派遣業務委託とあるが、なにより質だと思う。できれば正規の職員(よく理解している方)に任してほしい。
- ・業務増に対する職員は絶対必要である。そして、新制度になっても名古屋市の民間保育園は現行通りの「運営費補給金」を個々への「格付け」で支給することが必要である。公民で格差なく保育を受ける権利を子どもに保障するための公私間格差是正制度である「運営費補給金」。趣旨を大切にすれば「格付け」で職員に支払うことを義務づけることを続けるべきある。
- ・これからも子どもたちのためにも公私間格差是正の補助金を引き続き出してほしい。子どものことを第一に考えていって欲しい。

#### (市の考え方)

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行に伴う業務の増加が見込まれますが、円滑な移行に向け市民の子育て支援に資するよう努めてまいります。

公私間格差を是正するための制度である民間社会福祉施設運営費補給金につきましては、これまで施設の運営に一定の役割を果たしてきたものと認識しています。

本市財政が大変厳しい状況にございますが、これまでの経過を踏まえ、平成27年度においては継続してまいりたいと考えています。

## (子ども青少年局 18) 留守家庭児童健全育成事業に係る耐震対策 13 件

- ・耐震化に向けて、移転先を探しているが、なかなかいい条件が見つからない。移転費用等の助成が増額になっているが、1ヶ所当りの助成は増えていない。移転が出来なければ、存続出来なくなるので移転費用の増額をお願いしたい。
- ・耐震・移転に関わる費用を全額保障してほしい。
- ・学童保育は、プレハブと小さな広場が主な子どもの生活の場となっている。プレハブは、生活するに適している建物ではない。現状をチェックして指導するだけでなく、対策に必要となる費用もいただけるよう、お願いしたい。
- ・移転費用、移転先の内装工事などで500万円かかった、という例もある。現行助成では全く足りない。単価をいくらではなく、全額保障としてほしい。
- ・他の移転や耐震化の予算に比べてあまりに低い予算である。もっと予算をふやさなければ、移転がむづかしい。予算を増やすべきである。
- ・学童保育所の建物、今のプレハブではなんともおそまつきわまりないものではないか。耐震設備が整い、子ども達が、安心して過ごせる場所をお願いしたい。
- ・土地や施設の確保で苦労している学童がたくさんある。耐震基準を満たしていなければ移転先を探さなくてはならない。そういった時、市の責任で確保してほしい。

### (市の考え方)

これまでも、新耐震基準を満たしていないと思われる借家を利用している留守家庭児童育成会(以下「育成会」といいます。)は、新耐震基準を満たした安全な場所を確保するよう努めていただいております。

運営場所につきましては、一義的には育成会が責任を持って確保していただくものではございますが、残りの育成会に対しても、移転経費の補助及び家賃補助限度額を増額することで、耐震化が促進されるよう支援しているところです。

さらに、育成会が土地や借家の所有者から立ち退きを求められた場合におきましても、移転先は新耐震基準を満たすことが必要であることから、家賃補助限度額を増額を行うことで、育成会による移転場所の確保が促進されるよう支援しているところでございます。

なお、本市が設置し、育成会へ無償貸与している留守家庭児童専用室は、すべて新耐震基準で建てられております。

また、育成会が運営場所の確保が必要となった際には、これまでも、土地や家屋の提供の呼びかけを広報なごやで行うほか、敷地や借家が無償貸与していただいた方に対しては、固定資産税及び都市計画税を減免するなど、土地や家屋の提供の促進を図っております。



(子ども青少年局 22) トワイライトスクール等における児童の安全管理体制の  
推進 2件

- ・安心・安全の見守りのために必要なのは、入退室を見届けることにとどまらず、児童が生活する場において指導者のもと充実した活動を送ることができることだと思う。システム管理ではなく人的配置こそ必要とされている。内容の見直しを求める。
- ・トワイライトスクールは、放課後の子ども達の生活のあり方の一つであり、あそび場、学びの場の提供であるのが本来の目的であったにもかかわらず、入退室管理を行うのはおかしい。公共の公園や図書館などでは安全対策の為に入退管理を行うことがない以上、管理を行うのは不適切。もともとの書類提出(トワイライトスクール参加申し込み書)で十分である為、もっと予算は少なくとも良いと思われる。どうしても必要というのであれば、トワイライトスクールの管理予算の中で行うべきであって、市が別に予算を組むのはおかしい。よって必要のない予算である。

(市の考え方)

トワイライトスクール等における児童の安全管理につきましては、平成 27 年度は現行体制を継続することとしました。ご指摘の点なども踏まえつつ、今後とも検討を進めてまいります。

(教育委員会 14) 発達障害の可能性のある児童生徒への対応の充実 1件

予算が国から出ているにもかかわらず、市が配置する特別支援教育支援員などの人数が、国が想定している人数分の半分にも満たない。発達障害児の対応は担当教諭のみの対応には限界があるケースがあるにも関わらず、本支援員制度が創設して5年目の本年も、予算案は全校分の配置からほど遠い。最低でも、どの学校でも必ず一人は配置し、近い将来は市独自の予算から各校で複数配置することを望んでいる。

(市の考え方)

発達障害の可能性のある児童生徒への人的な対応として、名古屋市では、発達障害対応支援員の配置、発達障害対応支援講師の配置、専門家チームの派遣などの事業に取り組んでおります。

発達障害対応支援員は平成 26 年度 54 校(園)から平成 27 年度は 57 校(園)に、発達障害対応支援講師は、平成 26 年度 58 校から平成 27 年度 65 校に配置数を拡充してまいります。

(教育委員会 15) 医療的ケアが必要な障害のある児童生徒の学校生活支援  
3 件

- ・名古屋市の小中学校には医療的ケアの配慮を必要とする子どもがいる。しかし、看護介助員の不足で保護者が医療的ケアを担い付き添っていて、何度も学校に足を運んでいるケースがある。保護者が医療的ケアを実施するということは、その保護者や家族、子どもの兄弟など体調が悪い場合、学校に医療的ケアの対応に来ることができない。その場合は医療的ケアを必要とする子どもは学校に来ることができない。義務教育である小中学校で、医療的ケアを必要とする子どもの学校生活保障がされないことになる。全ての医療的ケアを必要とする子どもに、毎日安心して学校に登校し学ぶことができるように、看護介助員を保障してほしい。また、看護介助員を募集しても応募が無い状態が続いている。形だけ募集ではなく、応募しやすい給与や雇用体制(臨時職員ではなく正職員とするなど)を整えてほしい。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒が、他の児童同様に教育が受けられる義務があり、合理的配慮について前向きに対応されている事はとても良い事である。5→12 人と増えていることも、理解して頂いている結果。しかし、人数だけ増えれば良いかと言うとそうではなく、実際に看護師が見つかりづらい現状もあるので、看護師の予算確保だけではなく「見つからなかった場合の緊急時の対応」も、今回の予算枠に含む等、検討して頂きたい。  
例えば、緊急時の場合は、その予算枠を登録の介助者へ対応できる、在宅で関わっている医療的ケア対応人を緊急雇用とするなど検討していただきたい。
- 又、医療的ケア連絡協議会につきましては、当事者も含めた意見交換をするべき。当事者抜きに専門家と言われる人の意見で決めるのはおかしい。病院で入院している児童を診ている専門家はいるが、医療的ケアのある児童生徒が学校生活を送っている様子を見た事がある専門家や医師はいない。
- ・看護師一人では、非常に厳しい仕事だと思うので、予備の看護師の育成を望む。訪問看護ステーションの看護師や、ヘルパーさんが、学校生活の支援ができる制度を見直してほしい。

(市の考え方)

現在名古屋市では、痰の吸引や経管栄養が必要な児童生徒に対して、看護介助員を 5 人配置しておりますが、平成 27 年度において配置人数を 2 人拡充いたします。

医療的ケア連絡協議会については、会議、運営のあり方等を検討しているところです。

医療的ケアを必要とする子どもに対する取り組みは大切なことであり、そのあり方につきましては、今後も検討してまいりたいと考えております。

## (教育委員会 16) 学校生活介助アシスタント派遣事業の拡充 3 件

- ・学校生活介助アシスタントの制度設計は「年間を通して付き添っている保護者の負担軽減」とあり、利用を申し込む保護者は子どもに付き添うことが条件とされている。しかし、保護者が付き添うということは、その保護者や家族、子どもの兄弟などが体調が悪い場合、付き添うことができない。義務教育である小中学校で、介助を必要とする子どもの学校生活を保護者の付き添いの有無で利用が制限されることはあってはならないこと。すべての子どもが、毎日安心して学校に登校し学ぶことができるように、学校生活介助アシスタントを、介助を必要とする全ての子どもに配置し、また保護者の付き添いを条件とすることなく、不足時間などが出る場合は学校で対応するように体制を整えてほしい。
- ・アシスタント派遣については、「親の付き添いの軽減」のもとでの内容に違和感がある。これは合理的配慮だと思う。権利条約や差別解消法のもとで親の付き添いや時間制限、又は介助の内容制約も改善すべき点が沢山ある。時間の問題だけではなく、この制度自体を新しく変える必要がある。
- ・現在、年間最大限の時間で、二人がアシスタント制度を活用させて頂いている。この制度を年間の時間制ではなく、毎日活用させてほしい。

### (市の考え方)

学校生活介助アシスタントについては、年間を通して教育委員会が幼児児童生徒（以下「児童等」）の障害の程度及び介助、支援状況等を勘案して、介助、支援が必要な児童等に派遣します。今後も児童等の安全な学校生活に資する観点から、制度のよりよいあり方について検討を進めてまいりたいと考えています。

## 2 新規・拡充事業

### （健康福祉局 1）障害者差別解消法への対応 1 件

・平成27年度の名古屋市職員の採用については、障害の種類によって人数の差を設けている。しかし、当事者側から見れば、合理的配慮が十分にあるとはいえない。本来は、どのような種類の障害でも募集できるようにし、予め、採用職種を決めるのではなく、障害当事者側からできることを聞き出して、どこに配属すべきか考えて採用すべきである。一般企業では前例が多くあるので、先進的な取り組みを視察して、市の採用に取り入れていただきたい。

#### （市の考え方）

民間企業における障害者雇用の状況などを踏まえると、障害のある方の本市職員への採用については、これまで以上に進めていく必要があると考えているところです。

本市ではこれまで、正規職員や嘱託職員などの様々な形態による採用を実施しているところですが、今後についても、引き続き、障害者雇用を取り巻く状況を踏まえつつ、障害者雇用に努めていきます。

またこの度、障害者差別解消法への対応として予算要求している内容には法の趣旨に基づき障害のある方への配慮や理解促進のための啓発の取組みも予定しているところです。なお、障害のある方の採用や雇用に関する具体的な合理的配慮などにつきましては、障害者雇用促進法により定められることとなっております。

### （健康福祉局 3）障害者福祉人材確保事業 1 件

・既存の福祉人材の維持確保の為、助成をお願いしたい。今後の人材確保策も必要ではあるが、現在の高い離職率の主たる分析をした場合に、給与の低さが挙げられる。これらの改善をすることで維持が可能となる様に助成の予算をお願いしたい。

#### （市の考え方）

人材確保において、給与をはじめとする職員の処遇改善は重要な要素であると考えます。事業所職員の処遇改善に必要な財源につきましては本来国が定める障害福祉サービスの報酬による収入によって賄われるものであり、その報酬の体系を整備することは国の役割であると考えます。職員の処遇改善の確保を目的とした国の動きとしましては、平成 24 年度の報酬改定において、処遇改善加算及び処遇改善特別加算が創設されました。また、平成 27 年度の報酬改定においては、報酬全体の改定率が±0%となる中で、処遇改善加算については+1.78%の拡充がされる予定と聞いております。

本市といたしましては、障害福祉サービスの報酬につきまして、事業所の経営実態に見合う水準を確保し、良質な人材の確保が図られるよう、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

今後とも、国や県の動きを注視しつつ既存の事業の継続実施を含め、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

### (子ども青少年局 3) 留守家庭児童健全育成事業 165 件

- ・運営助成金の総額が増額されているが、1ヶ所当りの増額で、来年度4月から指導員の複数配置が出来るのか不安。指導員の増員のためには、更なる大幅な増額が必要。子ども達にとって安全安心な生活を保障するために指導員を増員する基準が作成されたはず。それに見合った予算の大幅な増額をお願いしたい。
- ・学童保育所に、指導員を常勤で複数配置できる助成金にしてほしい。
- ・平日でも午前から開所している学童保育がほとんどだし、一日保育の時は早朝から夕刻まで、かなりの時間を勤務している。実態に見合った時間数で、複数配置をしてほしい。
- ・開所時間中は助成対象としてほしい。
- ・保育の時間だけでは十分な保育ができる準備をするのが難しいため、保育時間以外の時間も、必要な時間として認めていただき、助成金の対象としていただきたい。
- ・全ての小学校に学童保育をつくってほしい。
- ・運営上も、保育上も複数学区対応の学童保育所はなりたたない。
- ・30分も歩いて学童に通っている。トワイライトに毎日行くのは無理なので、自分の学校に学童を作ってほしい。
- ・指導員の経験に見合う賃金保障のために経験加算の加給をしてほしい。
- ・学童保育の内容の充実の為には、経験指導員が必要。助成金の加給をお願いしたい。
- ・指導員が長く働き続けられれば、保育の質が保たれ、子どもの生活拠点として質の高い場所が築ける。
- ・指導員が安心して仕事に従事できるよう、労働に見合った十分な賃金を保障できるような助成額にしてほしい。
- ・指導員が長く働きつづけるためには、生活できるだけの賃金が必要。又、経験を積み重ねていくことが、この仕事には必要不可欠である。
- ・経験に見合った補助金が出ないため、給料は他の職種に比べると、低賃金。経験に見合う賃金保障のために、経験加算の加給をしてほしい。
- ・指導員体制を充実したいと常々思っている。助成金の更なる増額をして、指導員体制の充実をお願いしたい。
- ・少ない助成金では、子どもの人数に合った指導員の人数が置けない状況にある。子どもたちのために、また、質のよい保育ができるよう、助成金を増額してほしい。
- ・27年4月より指導員を常時2人配置、資格も必要になるが、その為には、助成金を大幅に上げなければ資格要件を充たした指導員を配置することが出来ない。学童保育が充実し、指導員も資格をもった人が配置できるのは良い事なので、それが出来る助成金を必ず出してほしい。

- ・父母会が施設の家賃まで負担するのはかなり大変。家賃補助は全額保障にしてほしい。
- ・運営等をしていく中で、バザーや物資といった活動をしているが家賃の負担が減らない。家賃について、全額保障してほしい。
- ・家賃保障を全額とまでは言わないが、半額以上は保障していただきたい。
- ・条例で示された内容を確保できるように、飲料水、非常食など準備するための予算を組んでほしい。
- ・ひとり親家庭でも学童保育所に入れるように助成金を大幅に増額してほしい。
- ・ひとり親世帯への助成拡充は賛成。来年度から基準条例に基づいて実施することになる。指導員の配置基準を満たすためにはさらなる予算増が必要。常勤職員を増員出来るだけの予算にしてほしい。
- ・ひとり親はもちろんだが、両親いる家庭にとっても今の保育料はかなりの負担。必要な人がお金の制限なく預けられるようにしてほしい。
- ・学童保育所の土地・施設を名古屋市の責任で確保してほしい。
- ・移転先がなかなかみつからず、存続が危ぶまれている学童もあり、人ごとではない。また、児童数が多くなり分割をしたいと思っても施設がなく分割できていないというのが現状。名古屋市が、土地・施設を確保してくれれば、待機児童の解消にもつながると思う。
- ・学童保育所は、土地探しや施設を保護者で探している。働く親たちは、夜や休みの日に探し歩いて交渉してと大変な苦勞をしている。
- ・公園の一角に学童保育を建てられるようにしてほしい。遊びの普及など、公園を中心に地域にも良い影響を与えられると思う。
- ・障害を持っている子どもも安心して学童保育で過ごせるように、指導員の加配の予算を増やしてほしい。
- ・市の制度では、何人障害を持つ児童がいても補助金の額は同じ。今のままでは受け入れることが困難。
- ・経済的な理由で学童保育所に入れない家庭がなくなるように助成金を大幅に増額してほしい。
- ・助成金の少ない今の時点では、保育料が高くなってしまいやめざるを得ない人が出ている。
- ・現在、学童保育への入所を、希望しているが、経済的な理由で、迷っている家庭がある。また、毎年のように、入所していても、途中で、経済的な理由で、退所する児童がいる。学童保育を必要とする全ての児童が、学童に入所できる様、助成金の大幅増額をお願いしたい。
- ・保育料を半減できるくらい大幅な助成金の増額をしてほしい。
- ・条例がはじまることにより、指導員の体制が大きくかわる。人も時間も増やさないといけないため、助成金の増額がないと、運営が出来ない。
- ・市からの助成金が少なく、保護者たちの、金銭面で負担が大きいため加給をしてほしい。
- ・国・愛知県の補助金を入れれば、もっと予算総額は増えるはず。子ども子育て支援制度によって、留守家庭児童健全育成事業はもっと予算をかけるべき。
- ・昔から学童保育に対する助成金は少なく、とても苦勞して運営していた。15 年前と今でも、ほとんど変わらない現状だと聞いている。国に基準が出来て、市にも条例が制定された今こそ大幅な予

算の増額を求める。「子育てするなら名古屋で」が合言葉だけにならないように、「小 1 の壁」をなくすためにも大幅な予算の増額をお願いしたい。

- ・ひとり親世帯のワーキングプア率は世界でみても日本は低い順位にあり、ひとり親世帯への助成はその世帯で生活する子ども達にとっては今よりもっと多くの必要性がある。そのようなひとり親世帯への就労支援や子ども達への助成である留守家庭児童育成会への助成の拡充はもっと多くの助成が必要。ひとり親世帯が無料で留守家庭児童育成会が利用できることを目標にもっと増額すべき。
- ・平成 27 年度から条例に基づく新制度がスタートするが、指導員確保・指導員が長く働き続けられる保障が課題になる。放課後児童健全育成支援員の認定研修がスタートするが、今後学童保育指導員の資格専門性が求められる時、今のような指導員の退職や入れかわりを生む状況は、改善していかなければならない。
- ・新制度に向けて、保育準備のための時間午前中2時間、開所時間複数指導員配置、平日夕方延長保育19時半まで、長期休業日早朝延長保育7時半からといった補助対象時間の拡大をお願いしたい。
- ・同一敷地内で 2 つの学童保育を行っているため、これまで人数が少ない土曜日や長期休業中の早朝・夕方は指導員1人体制で保育してきた。4月からは子どもが1人でも指導員複数配置となると一つの学童に子ども1人、もう一方の学童に子ども1人でも指導員を4人配置しなければならない。もちろん、人件費を大幅にアップしていただければ指導員体制は厚くしたいのは当然。短時間非常勤職員を雇用するにも、年間約100万円の人件費がかかる。1ヶ所あたり100万以上の人件費アップをお願いしたい。
- ・学童保育所の運営は父母の負担も大きく、非常に厳しい。助成金を増やして、負担を軽減させるようお願いしたい。
- ・プレハブの面積は基準の面積を満たすようにしてほしい。特に建替えとなる学童については必ず満たすよう措置してほしい。
- ・ひとり親家庭の負担軽減については、加算が、3000円となっている。減免対象になっていないひとり親家庭に対しても、学童保育所は減免措置を行っている。その負担は、ずいぶん多額。減免を行っている学童に助成金を増やしてほしい。
- ・新しい条例に見合った、プレハブの大きさにしてほしい。子どもたちの人数が多い学童は1. 65㎡を維持してほしい。
- ・学童のプレハブについて、小学校の教室同様に冷暖房完備にするなどグレードアップを図ってほしい。
- ・学童は、子どもたちが放課後を過ごす第2の家庭とも言うべき場所であるにもかかわらず、決してよい環境であるとは言えない。多くがプレハブ建物で、夏は暑く冬は寒い、また居室も狭く十分なスペースも確保できていない。プレハブではなくしっかりした施設で子どもたちがすごせるように、移転や建替えの費用も父母の負担軽減をはかってほしい。
- ・一つの小学校から2つの学童が担当していても需要が追いつかない小学校区もある。早急に対応してほしい。

(市の考え方)

平成 27 年度から実施予定の「子ども・子育て支援新制度」では、放課後児童クラブについても、量的拡充及び質の向上が図られることとなります。そのため、現在、新制度に円滑に移行できるよう、準備を進めているところです。

留守家庭児童育成会(以下「育成会」といいます。)への支援につきましては、国の基準に合わせた運営助成を継続するとともに、本市独自の支援を行っているところです。このうち、国の基準に合わせた運営助成につきましては、平成 27 年度予算編成において、国の動向も注視しながら、各育成会が新制度に円滑に移行できるよう十分な支援を行うべく、新制度を踏まえた予算案の編成に努めたところです。

お寄せいただいた多数のご意見の中で、国の補助制度に含まれない要望については、今後も国の動向を注視するとともに、質の改善に向け十分な財政措置を講じるよう国に対し意見を伝えてまいります。

また、本市独自の支援策につきましても、ひとり親世帯の保護者負担額の減免に対する助成額のほか、留守家庭児童専用室の設置・無償貸与では新制度における面積基準を考慮し、それぞれ拡充を図るなど、事業全体の中で慎重に検討し、新制度も踏まえた予算案の編成に努めたところです。

なお、留守家庭児童育成会の運営場所につきましては、一義的には育成会が責任を持って確保していただくものと考えておりますが、本市としましては、独自の施策として、家賃補助及び、専用室の設置・無償貸与を始め、育成会が運営場所を確保できるよう可能な限りの支援をしてまいりたいと考えております。



### 3 その他

#### 予算編成について 1 件

平成 27 年度の予算編成について、扶助費全体の予算をもっとあげようしてほしい。

(市の考え方)

平成 27 年度の予算編成にあたっては、依然として厳しい財政状況の中にあっても、名古屋市総合計画 2018 に掲げる 4 つの都市像の実現に向けた取組みを推進することとしました。そのため、行財政改革を進めることで財源の確保を図り、将来世代に過度な負担を残さないよう、財政規律に配慮し、計画的な財政運営に努めることとしました。

その中で、平成 27 年度予算の扶助費については、子ども・子育て支援新制度施行を踏まえ、保育所などにおける子どものための教育・保育給付等の拡大を行ったことや、障害者への自立支援給付の伸びが見込まれることなどから、昨年度と比較して約 129 億円増額しました。

#### 障害者相談支援事業について 1 件

・障害者の相談支援事業は、現行の補助金では質を確保し続けることができない。職員の努力だけでなんとかしているような不安定な相談支援では量を増やすことも引き次いで継続する職員を育てることもできない。複数職員を配置できる補助金をお願いしたい。

(市の考え方)

平成 24 年 4 月の法改正により、全ての障害福祉サービス利用者について、サービス等利用計画の作成が必要となり、平成 27 年度から完全実施することとなっております。これに対応するため、本市におきましては、平成 24 年度から、相談支援事業所の運営費の一部を補助する、障害児・者相談支援事業補助金事業を実施しております。

また、平成 26 年度には事業所間の負担の偏りの改善、計画相談を担っていただく事業所の数を増やすため、制度を変更したところで、その実施状況の検証作業は必要と考えております。

なお、本来国は報酬だけで事業所の安定的な運営が可能な水準であるべきものと考えており、本市では、事業所が必要な職員配置や安定した運営ができる報酬体系とするよう引き続き国に対して働きかけを行ってまいります。

## 保育園について 26 件

- ・児童福祉法第24条 1 項の自治体責任を尊重して名古屋市の責任・指導ということを重視し、現行通り一人ひとりへの「格付け」を堅持し、きちんと公私間格差是正を徹底し続けてほしい。これ以上給料減額になると大変厳しくなる。民間保育所が運営していくには、職員の働き続けられる環境が必要である。
- ・民間保育所への運営費補給金は、各保育園でどのように支給するか自由に任せるのではなく、自治体責任を尊重して名古屋市の責任・指導を重視してほしい。民間保育所の職員が安心して働き続けられるよう、一人ひとりへの格付けを行い、公私間格差是正を徹底するようお願いしたい。
- ・民間保育所への運営費補給金は総額を変えなければ良いということではない。
- ・名古屋市がいままで、保育・教育の水準を守るために、公私間格差是正してきたことを、これから制度がかわる中でも守りつづけて、水準を高めて、子育てするなら名古屋市へむかうようにしてほしい。
- ・保育士の給料が減らされてしまうことがあると、やる気が低下してしまって、良い保育が出来なかったり、生活が苦しくなってやめざるをえなくなってしまう、ますます保育士不足の問題が大きくなってしまふのではと心配である。
- ・公私間格差是正制度は絶対なくさないでほしい。この制度があることで、賃金が低いながらも生活していくだけのお金がある。保育の仕事はやりがいがあっても続けられないという他地域の若い人の話をよく聞く。公立も私立も同じ保育という仕事に責任を持って命を守っている。同じ賃金を保障し、子どもたちの発達に責任を持ってほしい。
- ・運営費補給金は企業が参入してこれば、保育士の人件費を下げ、利益を出す企業もでてくるかもしれない。それでは、金もうけをする企業もでてくるかもしれない。子どもたちにしっかりとした保育が提供できるよう、人件費を確保し、ちゃんと責任を持ってほしい。
- ・消費税増の財源で施行する予定であった子ども子育て支援制度が、財源がどこからくるのか、ほんとにくるのか、わからないまま4月から始められようとしている。名古屋市の保育がどうなっていくのか、不安でたまらない。今まで同様、それ以上に、拡充され、保護者や職員の負担がないようお願いしたい。

### (市の考え方)

公私間格差を是正するための制度である民間社会福祉施設運営費補給金につきましては、これまで施設の運営に一定の役割を果たしてきたものと認識しています。

本市財政が大変厳しい状況にございますが、これまでの経過を踏まえ、平成 27 年度においては継続してまいりたいと考えています。

なお、平成 27 年度の国の予算案において、子ども・子育て支援の充実が優先的に取り組む施策と位置付けられており、必要な財源が確保される見込みとなっております。

※ご意見については、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、一部要約又は分割して掲載しております。